

## 議案第8号

### 大阪市非常勤職員公務災害等補償条例等の一部を改正する条例案

(大阪市非常勤職員公務災害等補償条例の一部改正)

第1条 大阪市非常勤職員公務災害等補償条例（昭和42年大阪市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(大阪市障害者自立支援法施行条例の一部改正)

第2条 大阪市障害者自立支援法施行条例（平成18年大阪市条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第3条 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「係る自立支援法」を「係る障害者総合支援法」に改める。

第3条第2号、第6条第1項第1号並びに第13条第3項第1号、第2号及び第7号中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(大阪市立児童発達支援センター条例の一部改正)

第4条 大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第5号中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第9条第3項第4号中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(大阪市立住まい情報センター条例の一部改正)

第5条 大阪市立住まい情報センター条例（平成11年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(消防協力者等損害補償条例の一部改正)

第6条 消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市非常勤職員公務災害等補償条例ほか5条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例 (抄)

(介護補償)

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて市規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 省 略

(2) 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号)  
**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**

第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

(3) 省 略

大阪市障害者自立支援法

施行条例（抄）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（趣 旨）

第1条 障害者自立支援法

（平成17年法律第123号。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

以下「法」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（抄）

（事業）

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)-(2) 省略

(3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

以下「自立支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」  
障害者総合支援法

という。）、同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）、同条第13  
項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）、児童福祉法第4条第2項に規定する障  
害児（以下「障害児」という。）に係る自立支援法 第5条第17項に規定する計画相談  
障害者総合支援法

支援（以下「計画相談支援」という。）及び障害児に係る同条第18項に規定する基本相談支  
援

(4)-(5) 省略

（施設）

第3条 センターは、前条に規定する事業を行うため、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 省略

(2) 自立支援法 第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」とい  
障害者総合支援法  
う。）

(3)-(4) 省略

（使用資格）

第6条 障害者支援施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 自立支援法 第19条第1項の規定により介護給付費等の支給の決定を受けた者  
障害者総合支援法

(2)-(4) 省略

2 省略

（利用料金）

第13条 省略

2 省略

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指  
定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同

様とする。

- (1) 短期入所又は施設入所支援に係る者 自立支援法 第29条第3項第1号に規定する厚  
障害者総合支援法

生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に  
要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

- (2) 自立訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 自立支援法 第29条第3項第1号  
障害者総合支援法

に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用  
として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

- (3)-(6) 省 略

- (7) 計画相談支援を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 自立支援法 第51条の17第2  
障害者総合支援法

項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

- 4 省 略

大阪市立児童発達支援センター条例（抄）

（事業）

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) 省略

(4) 法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）に係る障害者自立支援法  
障害者の日常生活及

（平成17年法律第123号。以下「自立支援法  
障害者総合支援

」という。）第5条第17項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援  
法

(5) 障害児に係る自立支援法 第5条第18項に規定する基本相談支援  
障害者総合支援法

（利用料金）

第9条 省略

2 省略

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(3) 省略

(4) 計画相談支援を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 自立支援法 第51条の17第2  
障害者総合支援法

項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

4～5 省略

大阪市立住まい情報センター条例（抄）

（利用料金）

第12条 省 略

2 - 4 省 略

5 指定管理者は、次に掲げる利用料金を免除することができる。

(1)-(2) 省 略

(3) 社会福祉施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3又は障害者障害者

自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12  
の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

項に規定する施設をいう。以下同じ。）の職員が、入所者（社会福祉施設に入所している者をいう。以下同じ。）を引率してミュージアムに入場し、又は企画展示室における展示を観覧するときの当該職員、入所者及び入所者に同伴して当該入所者の介護を行う者の入場料及び観覧料

(4)-(6) 省 略

6 - 8 省 略



## 消防協力者等損害補償条例（抄）

（介護補償）

第6条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する消防協力者等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて市規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 省 略

(2) 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号)  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) 省 略

2 省 略